

わくわく!!

情報広場



今月の納税など

国民健康保険税 第5期

介護保険料 第5期

後期高齢者医療保険料 第5期

※納税に口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 11月30日(日)午前8時30分～午後5時

▼夜間納税相談

とき 11月10日(月)午後5時15分～9時

ところ 納税課

毎月最終日曜日に市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は30日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。開設窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課
※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に後援金開庁

毎月1回、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。

11月は26日(水)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



ふるさと納税制度のご寄附のお礼

「ふるさと納税制度」のご寄附については、市内外の多くの人からいただき、誠にありがとうございます。市では、ご寄附をいただいた人に、感謝の気持ちを込めて、「特選幸手のこしひかり」(新米)を贈呈させていただきました。なお、この寄附については引き続き受け付けておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

◎ご寄附をいただいた人

橋本秀一様(東京都中央区)

吉田善紀様(東京都町田市)

安田久子様(三郷市)

伊藤順一様(幸手市)

そのほか23名様(公表を希望されない人)

▼寄附者総数 27名様

▼寄付金総額 97万5000円

※9月30日現在。

問合せ ○税額控除以外全般は財政課 内線252・FAX(43)3783

○寄附金に対する税額控除関係は税務課 内線132・FAX(43)1125

3783

駐車場利用者募集

▼養蚕連跡地内駐車場

ところ 中1丁目4455番1の1部(幸手駅徒歩約2分)

使用料 月7000円

▼南3丁目地内駐車場

ところ 南3丁目3356番1の1部

使用料 月5000円

問合せ 幸手市土地開発公社財政課内 内線256・FAX(43)3783

税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置

税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置の申告は、7月31日(木)をもって受付を終了しましたが、やむを得ない理由

で、申告ができなかった人は税務課までご相談ください。

問合せ 税務課 内線132・FAX(43)1125

早めのライト点灯運動

秋から冬にかけては日の暮れる時間が早くなり交通事故が発生しやすくなります。午後4時になったら、自転車・自動車もライトを点灯しましょう。また、歩行者も反射材をつけたリ、ライトをもちましょう。

問合せ くらし安全課 内線173・FAX(44)0257

狩猟が解禁になります

解禁期間 11月15日(土)～平成21年2月15日(日)

狩猟区域が一部変更になっていますので、ご注意ください。狩猟者は、ルールやマナーを守り、一般の人に迷惑をかけないように安全な狩猟を心がけてください。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

愛の献血

とき 11月7日(金)①午前9時30分～11時30分 ②午後1時～4時
ところ ①幸手警察署 ②埼玉みずほ農協本店

※献血カードをご持参ください。

問合せ 健康増進課 ☎(42)8421・FAX(42)2130

環境ホットライン

テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫の処分方法

テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫の処分方法は、「健康・環境カレンダー」でもお知らせしていますが、これらの家電が廃棄されるときは、法律によってリサイクルすることが義務付けられています。そのため、市ではごみとして収集していません。処分方法としては、つぎの方法などがあります。

①(買い替えてあれば)買い替えをする店に引き取ってもらう

②購入した店に引き取ってもらう

③市内家電小売店組合に引き取りを依頼する

いずれの場合もリサイクル料金や運搬費用などがかかりますが、このリサイクル料金が、11月1日から一部引き下げられました。この引き下げは、不法投棄防止や回収した金属類の価格

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

農用地区域からの除外申請

現在、農業振興地域内の農用地区域になっている土地で、農家住宅や子弟住宅などの建築を計画されている人は、法律で許可されるような農地転用に限り、農用地区域から除外し、農地転用の申請をすることが出来ます。

期間 12月4日(木)～17日(水)

※土曜・日曜日は除く。

申請場所 産業振興課

※除外申請は、農地転用ならびに開発行為など許可基準に適合する計画でないとは許可されません。事前にご相談ください。

問合せ 産業振興課 内線532・FAX(43)1123

農地転用には農地法による許可を

市街化調整区域内の農地を、農地以外の住宅、農機具倉庫、資材置場、駐車場などに転用したり、転用のために農地を売買するなどの場合は、市農業委員会を経て、県知事の許可が必要です。

また、市街化区域内の農地を転用する場合は、市農業委員会へ届出が必要です。

▼自分の農地を自己目的のために転用する場合

自分で使用する住宅や農機具倉庫などを建築する場合は、農地法4条申請が必要です。

▼自分の農地を、所有権の移転や賃貸借権の設定などをして転用する場合

建設会社などが農家所有の農地に資材置場などを作る場合は、農地法5条申請が必要です。

田畑転換をする場合

盛り土をして農地改良をする場合は、許可または届出が必要です。

※農地改良をした農地を転用するには一定の制限があります。

ので、改良後の作付計画は実現性のあるものにしてください。

一時的に農地以外に使用する場合

工事などに伴い、一時的に資材置場、作業員仮宿舍、砂利置場などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

○農地の無断転用は農地法違反です

農地を無断で転用したり、転用許可どおりに転用していない場合には、工事の中止や現状回復の命令などがされる場合があります。これに従わない場合、懲役または罰金に処せられます。

○ご注意ください

近年、農地改良と称して、農地に残土だけでなく、産業廃棄物などを埋め立てられ、農地の利用ができなくなってしまうたり、周辺農地に被害がでてしまう事例が発生しています。

住生活総合調査にご協力ください

この調査は、国や地方公共団体の住宅政策の重要な資料となりますので、ご協力をお願いします。

対象 総務省統計局が別に行った住宅・土地統計調査の対象者の中から抽出した全国約10万世帯

基準日 12月1日(月)

調査員 市職員(統計調査員証を携帯)

※11月24日(月)～12月7日(日)の期間に訪問します。

問合せ 都市整備課 内線563・FAX(43)7656または埼玉県住宅課☎048(830)5571

圏央道に周辺地域の乱開発抑止基本方針を策定

市では、県や圏央道沿線市町とともに「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を策定し、インターチェンジ周辺の乱開発抑止に向けた対策を図り、周辺環境の保全に取り組んでいきます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

(<http://www.city.saito.lg.jp/>)

入学準備金貸付制度

問合せ 都市整備課 内線563・FAX(43)7656

貸付対象 市内に居住し、入学準備金の貸付を必要とする保護者

貸付限度額 高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)／25万円以内 短期大学、大学、大学院、専修学校(専門課程)／50万円以内

※いずれも無利子で貸付します。

※専修学校は正規の修業年限2年以上。

返還期限 当該学校を卒業後5年以内

返還方法 年賦または半年賦

申請受付 申請用紙(学校教育課で配布)に必要事項を記入のうえ、平成21年1月30日(金)までに学校教育課へ

※受付後、貸付の可否を審査。

問合せ 学校教育課 内線633・FAX(43)3188

不動産無料相談室

とき 12月4日(木)午後1時～4時

ところ 市役所第2会議室

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

問合せ (財)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部☎(31)1157

高騰などが理由です。市民のみならずもこれらの家電廃棄の際には、リサイクルにご協力をお願いします。

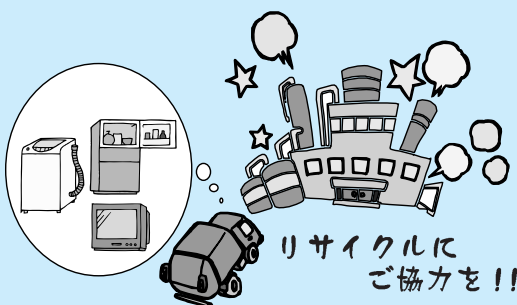
家電リサイクル料金

○15型以下のブラウン管テレビ 2835円→1785円

○170リットル以下の冷蔵庫・冷凍庫 4830円→3780円

○家庭用エアコン 3150円→2625円

問合せ 環境課☎(48)0331・FAX(48)2226



リサイクルにご協力を!!